

住みよい街づくり運動の推進について

(昭和52年7月1日岩外勤発第136号警察本部長)

[沿革] 平成7年2月岩生安発第34号、岩警務発第22号改正

各 警 察 署 長

みだしの運動については、所管区内地域住民から警察に寄せられる要望や困りごとを処理解決する「一所管区一事案解決運動」として、昭和46年来推進してきたが、各警察署の解決事例にみられるように、地域住民から好感をもたれ、警察に対する信頼と協力意識が高まる効果的地域警察活動として大きく評価されてきている。

したがって、この運動を今後も継続することとし、その呼称も「住みよい街づくり運動」と改めることとしたから、地域に密着した地域警察活動の一方策として、効果の上がるように推進されたい。

なお、昭和49年9月13日、岩外勤発第307号「一所管区一事案解決運動の推進について」、昭和49年10月18日、岩外勤発第348号「一所管区一事案解決運動結果の報告について」の例規通達は、これを廃止する。

記

1 運動の目標

都市化の進展により住民の意識、生活様式などの変化による住民の疎外感などから住民に密着すべき地域警察の実質が次第に損なわれつつある傾向にあることにかんがみ、警察と住民との良好な信頼関係を確保するため、より一層住民の側に立った執行務を推進することが必要である。

その基本的な方策は、地域警察官が地域住民と積極的に接触し、地域における問題及び住民の要望等をくみ上げるとともに、これらに誠意をもって取り組み、その解決に努力することである。

2 運動の重点

所管区内の住民が当面している要望、苦情、不安等の問題をすべて解決していくことは困難であるので、いくつかの問題の中から地域住民が現実的に解決を求めている事案を重点的に取り上げることとする。

問題によつては、地域警察官のみに処理させることなく、他の専務警察の力をも結集し、組織的に解決することも必要である。

3 事案の解決要領

(1) 対象事案の発見と報告(注意報告)

所管区地域警察官は、管内の実態は握と併行して、住民の要望、苦情、不安などは握に努め、その状況を報告するものとする。

(2) 対象事案

対象事案としては、現在までに取扱つてきた例などから次のようなものが考えられる。

ア 公害関係

悪臭等の問題解決
騒音等の問題解決
汚水、ゴミ処理等の問題解決
その他

イ 交通関係

交通安全母の会、ポニークラブ等の組織結成促進
道路環境整備促進
交通渋滞解消
道路改修促進
カーブミラー、ガードレール等の安全施設設置促進

その他 { 飲酒運転追放運動
無免許運転追放運動
交通死亡事故ゼロ運動

ウ 生活安全関係

地域防犯組織の結成促進
防犯灯の設置（補修）促進
不良少年グループ等の解体
その他

エ 危険防止関係

水難その他の危険防止措置促進
子供の遊び場等の設置促進
その他

オ その他

野犬、放し飼の犬などによる危害防止活動
その他

(3) 解決を図るべき事案の選定

ア 所管区地域警察官は、は握した問題等について

- (ア) その問題が真に地域住民多数の問題なのか
- (イ) 問題の重要度
- (ウ) 警察の力で解決が可能か
- (エ) 解決事案として効果があるか
- (オ) 問題の解決を地域住民の多数が望んでおり、深い関心を持っているか
- (カ) 警察が解決に動きだせば地域住民は積極的に協力するか

等について検討を加え、解決に取り組む方針を打ち出したときは、解決の手順を計画し、地域警察幹部（課長、係長等）に報告し、指示（指導）を受けるものとする。

イ 報告を受けた地域警察幹部は、これを署長に報告の上、所管区地域警察官に対し、問題解決に必要な指示、指導を行うものとする。

ウ 地域警察幹部の指示（指導）を受けた所管区地域警察官は、あらかじめ樹立した手順（計画）に地域幹部の指示（指導）を加味してこれを補正するものとする。

(4) 住民との対話

解決を図るべき事案の処理方法が決定されたら所管区地域警察官（必要により地域警察幹部も加わる）が中心となつて当該地域住民との対話の場を作り、問題の再確認とその解決策について、手順（計画）を紹介して協議し、協力を得てこれを推進するものとする。

(5) 広報の実施

所管区地域警察官は、問題解決着手前に、地域住民に対し、

「ただいま、この地区（町内）では、問題について、皆さん方が大変お困りのようですので、警察では住みよい街づくり運動の一環として取り上げ、この問題について近いうちに解決に努めますから、その節は皆さんの御協力をお願いいたします。」

等の事前広報を行つて関係地域住民に周知させるなど効果的に推進すること。

また、問題を解決する作業完了後においても交番、駐在所などのミニ広報紙、掲示板、回らん板等を活用した事後広報を行い、地域住民の信頼を高めること。

4 運動推進上の留意事項

- (1) この運動は、いわゆるCR活動（CRとは、コミュニティ・リレーションズ・プログラムの略称で、コミュニティいわゆる町内会や自治会、婦人会、青年団、PTAなど個人及び家庭を構成主体として共通の権利、利害、特権をもつ人の団体の参加や協力をベースとして市民と警察官の間、コミュニティと警察官の間に心の通つた人間的、個性的な関係をつくりあげるための諸施策、諸活動をいう。）の一環として実施する

ものであることを理解し、住民の側に立った地域警察の立場で事案の発見は握及び解決に努めること。

- (2) 解決すべき事案については、警察独自で処理するやり方でなく、住民とともにその対策を考え、問題の解決を図っていくところに、この運動の意義があることを認識して取り組むこと。
- (3) 本運動は、目標を立てて実施するものであるが、期限を付して実施するものではなく、持続性のある地道な方法によらなければならない性質のものであるので、運動の目標、趣旨をよく署員に徹底して推進を図ること。
- (4) 問題が極めて単純で、その解決方法も関係機関等への通報連絡により即決的に解決できる場合は、手順を簡略化し、実施結果のみを報告する方法をとることができる。

5 結果報告

事案解決処理状況については、次により報告すること。

- (1) 「住みよい街づくり運動月間報告」で報告するもの
比較的簡単に解決したものについては、別表1により要点を記載し、毎月10日までに前月分を取りまとめて本部地域課に書面報告すること。
- (2) 「住みよい街づくり運動実施結果報告」により報告するもの
次に掲げるものについては、別表2により、その都度、本部地域課に書面報告すること。

ア 解決を図るべき事案を選定し、その実施計画を策定して地域住民とともに解決した事例

イ 労苦の伴ったもの

ウ 地域の反響が大きかったもの

エ その他特異な解決事例

別表 2

住みよい街づくり運動実施結果報告

警察署

事 案	件 名				
	区 分	1 公害関係	2 交通関係	3 生活安全関係	4 危険防止
取組開始 年 月 日	年 月 日	端 緒	警ら、巡連、在所、会議出席等、 困りごと相談、その他		
事 案 の 概 要					
取 組 の 状 況 〔 特 に 本 事 案 に 対 す る 地 域 住 民 の 反 応 等 〕					
結 果 〔 地 域 住 民 の 反 応 〕					
担 当 者	交番、署在地、駐在所				